

人間総合科学学術院における長期履修に関する取扱いについて

〔令和 2 年 5 月 2 2 日〕
人間総合科学学術院運営委員会決定

改定 令和 3 年 1 1 月 1 9 日

令和 6 年 2 月 1 6 日

人間総合科学学術院における長期履修に関しては、筑波大学長期履修学生に関する法人細則（平成 1 8 年法人細則第 1 号。以下「細則」という。）及び長期履修に関する申合せ（令和元年 1 2 月 1 0 日学群教育会議、大学院教育会議）に定めるほか、本取扱いの定めるところによる。

（対象組織）

- 1 長期履修の対象となる学位プログラムは別表 1 のとおりとする。

（申請）

- 2 長期履修の対象となる学位プログラムにおいて長期履修を希望する者で入学前の者にあつては、入学手続き期間までに当該学位プログラムの学位プログラムリーダーによる事前相談による了承を得た上で、入学手続き期間内に以下の関係書類を人間総合科学学術院長（以下「学術院長」という。）に提出するものとする。入学後の者にあつては、修士課程及び博士前期課程在学者は 1 年次、博士後期課程及び 3 年制博士課程並びに医学を履修する課程在学者は 1 年次又は 2 年次の 1 月末までに、同様の手続きを行うものとする。

- （1）長期履修申請書（別記様式第 1 号）
- （2）長期履修計画書（別記様式第 2 号）
- （3）長期履修を必要とする証明書類等（別記様式第 3 号）
- （4）長期履修申請に関わる確認書（別記様式第 4 号）

（許可）

- 3 長期履修は、人間総合科学学術院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学術院長が許可するものとする。

（長期履修許可書）

- 4 前項の許可に当たっては、長期履修許可書（別記様式第 5 号）を交付するものとする。

（期間）

- 5 長期履修の期間は次のとおりとする。ただし、在学中に許可を受ける者にあつては、それぞれの最長年限以内で決定する。
 - （1）修士課程及び博士前期課程は、3 年又は 4 年とする。
 - （2）博士後期課程及び 3 年制博士課程は、4 年又は 5 年とする。
 - （3）医学を履修する課程は、5 年又は 6 年とする。

(長期履修の期間変更)

- 6 長期履修学生が、許可された長期履修の期間を変更する必要があるときは、当該学位プログラムの学位プログラムリーダー等による事前相談による了承を得た上で、長期履修計画変更願（別記様式第6号）、長期履修計画書（別記様式第2号）及び期間変更が必要な事由を証明する書類等（別記様式第3号）を提出し、運営委員会の議を経て、学術院長が許可するものとする。

なお、延長及び短縮の期間は学期単位とし、短縮後の延長は認めない。

また、期間変更の申請期限は次のとおりとし、これ以降の申請は認めない。

(1) 期間延長の申請期限は、1により許可された最終年次の前年度の1月末までとする。

(2) 期間短縮の申請期限は、以下のとおり短縮を希望する終期の3か月前までとする。

ア 春学期末修了申請：当該学期の6月末まで

イ 秋学期末修了申請：当該学期の12月末まで

- 7 前項の規定にかかわらず、長期履修学生がやむを得ず1年を単位とする期間で休学しようとする場合に限り、休学願の提出と併せて期間延長の申請を認めるものとする。

(許可の取り消し)

- 8 長期履修学生が、細則第2条の許可の要件を欠くに至ったとき、又は細則第6条に該当するに至ったときは、当該学位プログラムの学位プログラムリーダー等による事前相談による了承を得た上で、長期履修取り消し願（別記様式第7号）を提出し、運営委員会の議を経て、学術院長が許可を取り消すことができる。

また、長期履修学生が学生としての本分に反する行為をしたときは、当該年度の4月に遡って許可を取り消すものとする。

(授業料)

- 9 長期履修を許可された者の授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、標準修業年限に納付すべき授業料の年額に当該課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

(実施時期)

- 10 本取扱いによる長期履修制度は令和2年度在学者から実施する。

附 記

1 この決定は、令和2年5月22日から実施し、同年4月1日から適用する。

2 この決定実施前に、人間総合科学学術院準備委員会において承認された長期履修の申請については、この決定により許可されたものとみなす。

附 記

この決定は、令和3年11月19日から適用する。

附 記

この決定は、令和6年2月16日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

〔別表 1〕

修士課程	フロンティア医科学学位プログラム 公衆衛生学学位プログラム
博士前期課程	看護科学学位プログラム 教育学学位プログラム 心理学学位プログラム 障害科学学位プログラム スポーツウエルネス学学位プログラム ニューロサイエンス学位プログラム 体育学学位プログラム 芸術学学位プログラム デザイン学学位プログラム 世界遺産学学位プログラム 情報学学位プログラム
博士後期課程	看護科学学位プログラム 教育学学位プログラム 心理学学位プログラム 障害科学学位プログラム スポーツウエルネス学学位プログラム ニューロサイエンス学位プログラム 体育学学位プログラム 芸術学学位プログラム デザイン学学位プログラム 世界遺産学学位プログラム 情報学学位プログラム
3 年制博士課程	ヒューマン・ケア科学学位プログラム パブリックヘルス学位プログラム
医学を履修する課程	医学学位プログラム

長期履修申請書

年 月 日

筑波大学大学院人間総合科学学術院長 殿

入学年度 年度
所属・年次 人間総合科学学術院
学位プログラム 第 年次
修士課程、博士課程（前期・後期・3年制・医学の課程）
受験番号又は学籍番号
氏 名 印
現 住 所 〒
電話番号
携帯番号

私は、下記のとおり長期履修を申請します。

記

1 長期履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 申請理由 ☐仕事の都合 ☐介護のため ☐育児のため ☐障害のため ☐その他
具体的な事由

3 長期履修計画 別紙のとおり

学位プログラムリーダー 確認印	指導教員 確 認 印

長期履修計画書

年 月 日

所 属	人間総合科学学術院 学位プログラム	氏 名 (自署)	
-----	--------------------------	-------------	--

履修年度	履修予定授業科目（単位数）	研究計画
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		

(合計 単位)

証明書類貼付用紙

所 属	人間総合科学学術院 学位プログラム	氏 名	
◆長期履修を必要とする証明書類は以下のいずれかの書類を提出してください。 ☐ 1. 職業を有している者 職業を有しているものであることを証明する書類 （例：在職証明書、社員証や社会保険証（写）など） ☐ 2. 育児又は介護を行う必要がある者 育児の場合は住民票＋母子手帳の（写） 介護の場合は住民票＋要介護認定書の（写）など ☐ 3. 障害者 障害者手帳の（写）など ☐ 4. その他相当の事由があると認められる者に該当する者 （証明書の提出ができない場合は、第三者が見て判る書類及び学術院長宛ての申立書を用意してください。）			
（貼付場所）			

別記様式第5号（第4項関係）

筑大 第 号
年 月 日

人間総合科学学術院
学位プログラム
修士課程、博士課程（前期・後期・3年制・医学の課程）
受験番号又は学籍番号
殿

筑波大学大学院人間総合科学学術院長

☐ ☐ ☐ ☐

長期履修許可書

申請があったことについて、 年4月1日～ 年3月31日までの長期履修を許可します。

長期履修計画変更願

年 月 日

筑波大学人間総合科学学術院長 殿

入学年度 年度
所属・年次 人間総合科学学術院
学位プログラム 第 年次
修士課程、博士課程（前期・後期・3 年制・医学の課程）
学籍番号
氏 名 印
現 住 所 〒
電話番号
携帯番号

下記により長期履修期間を変更いたしたくご許可くださるようお願いします。

記

- 1 長期履修期間の変更 年 月 日 ～ 年 月 日
(既長期履修許可期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 2 期間変更理由 ☐仕事の都合 ☐介護のため ☐育児のため ☐障害のため ☐その他

具体的な事由

- 3 長期履修計画書 別紙のとおり

学位プログラムリーダー 確認印	指導教員 確 認 印

長期履修取り消し願

年 月 日

筑波大学人間総合科学学術院長 殿

入学年度 年度
所属・年次 人間総合科学学術院
学位プログラム 第 年次
修士課程、博士課程（前期・後期・3 年制・医学の課程）
学籍番号
氏 名 印
現 住 所 〒
電話番号
携帯番号

下記により長期履修の取り消しをいたしたく、ご許可くださるようお願いします。

記

1 長期履修許可期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 取り消し理由

具体的な事由

学位プログラムリーダー 確認印	指導教員 確 認 印